

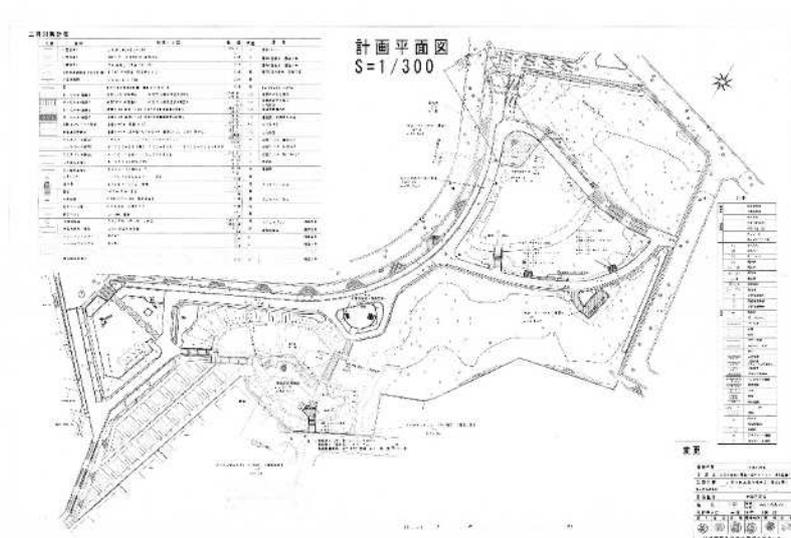
令和6年度 万福寺檜山公園有効活用推進業務委託 仕様書

(適用範囲)

- 1 本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「令和6年度 万福寺檜山公園有効活用推進業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(履行場所)

- 2 履行場所及び対象地域
万福寺檜山公園（川崎市麻生区万福寺2丁目22-1 ※下記図参照）



(業務目的)

- 3 新百合ヶ丘駅周辺地区は、昭和59年に完成した土地区画整理事業や官民連携によるまちのルールづくりなどにより現在のまちの骨格が形成され、現在では、商業・業務・公共機能の集積に加え、文化・芸術施設の立地や豊かな自然環境などの地域資源を活かした賑わいと魅力のあるまちづくりに取り組んでいる。また、近年は、駅周辺の公共的空間を活用して「しんゆりステーションピアノ」や「しんゆりフェスティバル・マルシェ」を開催するなど、地域と連携し、更なるまちの賑わいや魅力向上に寄与する取組を進めている。

今後は、まちの骨格が形成された当時からの周辺環境の変化を踏まえつつ、駅周辺の高経年化した建築物の更新や低未利用地の土地利用転換、さらに、平成31年1月に事業化判断された横浜市高速鉄道3号線（以下「3号線」という。）延伸などの機会を適切に捉えた、ハード・ソフト両面からの総合的なまちづくりを推進する必要がある。また、3号

線延伸などの大規模事業は一定の時間を要することとなるため、中長期的なまちづくりに加え、短期的な賑わい形成の取組を行うなど、これまでのまちの魅力や賑わいの継続を図りながら、短期及び中長期的なまちづくりを段階的かつ計画的に推進する必要がある。

このような中で、令和4(2022)年度から、万福寺檜山公園の今後の有効活用に向けた検討のための実証実験を実施しており、これまで地域の方々に「公園を知ってもらおう」ことを目的としたイベントの開催や「公園について考えてもらおう」ことを目的とした座談会等の開催し、これらの実証実験を通して、地域の方々に公園を自分事として捉えていただくとともに、より日常的な風景の中での公園活用の検証を行ってきた。

本業務は、万福寺檜山公園における、今後の活用に向けた段階的な取組として、これまで行ってきた実証の成果を踏まえ、地域主体での活用による持続可能な取組の仕組み構築を行うための実証実験を行うとともに、これらの実証実験の中で確認された課題等に対して、P-PFIなどによる課題解消も含めた、事業の持続性を高める取組について、先進事例を収集・整理するとともに、必要に応じて事業者ヒアリングなどを行いながら、万福寺檜山公園の今後の有効活用方法の具体的な提案を行うものである。

また、本市では、市制100周年の節目を迎える令和6年度に、市制100周年事業の象徴的事業として、第41回全国都市緑化かわさきフェア(以下「かわさきフェア」という。)を開催する。これに伴い、檜山公園においても、全国都市緑化フェア及びかわさきフェアの事業趣旨を踏まえたかわさきフェアのレガシーとなるみどりのまちづくりの推進に向けて、かわさきフェアのPRや市民参加型のフェアの開催を行うものである。

(業務内容)

4 本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 業務計画書の作成

業務目的を踏まえ、業務全体の方針、検討の進め方、実証実験の開催を含めたスケジュール、組織体制等を含む業務計画書を作成し、甲の承認を受けること。

(2) 実証実験の実施

過年度の実証実験によりつながった関係人口や新たな公園利用のニーズを発掘し、地域の方々を主体とした取組の仕組み構築に向けて、活用の手順やルールを取りまとめるとともに、地域の方々にこれらの活用方法を実際に体験いただきながら課題抽出を行うための実証実験を開催し、今後の持続可能性を高めるための課題について整理する。

○実証実験の開催に伴う運営団体のとりまとめ

- ・過年度の実証実験によりつながった関係人口や本市内を中心に活動している地域人材、檜山公園を日常的に利用する地域の方々などによる運営団体を組織し、実証実験の開催に向けた運営の支援を行う。

- ・実証実験の開催にあたり、実施する時期を令和6年6月から11月までの期間とし、6回程度の開催（各月1回）を基本とする。
- 運営手順、利用ルールのとりまとめ
 - ・運営の支援に先立ち、公園の活用に関する手順（必要な申請等）及び利用ルールなどをとりまとめ、運営団体に共有すること。
- 滞留及び賑わいの基点の設置
 - ・実証実験の開催にあたり、6回のうち複数回は単日のイベントではなく、複数日にまたがる日常的な風景に資するイベントとし、この際には公園内に滞留や賑わいの基点となるカフェなど（建築基準法の建築物とならない施設。）を設置すること。
- 実証実験の準備（必要な資材の調達を含む）
 - ・実証実験の開催にあたり、運営団体の活動に必要な資材や什器について、調達や設置などについて支援を行う。
- 実証実験を通じた、課題等の整理
 - ・実証実験を通して、運営団体と協力し、各イベントにおける収益性等を整理し、自走可能な取組に向けた課題を整理すること。

（3） 檜山公園の民間活用の具体的な活用方法の検討

過年度の実証実験の成果や地域主体での活用の実証実験により抽出された課題等を踏まえ、持続可能な取組に向けて檜山公園の有効活用方法の具体的な提案を行う。

- 先進事例等の収集・整理
 - ・公園等の公共空間の活用事例等を収集し、檜山公園における仕組みの準用の可能性を整理する。
- 利用状況や課題等の把握
 - ・実証実験の際には、現地調査や常設のアンケートなどにより、実証実験や設置施設の利用状況（利用者数と利用者の年齢層を含む）、利用者からのニーズ等を把握し、取りまとめること。
- 地域住民等の意見聴取
 - ・地域住民や周辺施設の管理者等に、公園等の公共空間の活用に関するニーズを把握し、施設整備等に向けた課題等を把握し、取りまとめること。
- 具体的な活用方法の提案
 - ・各種調査結果を踏まえ民間活力導入に向けた具体的な活用方法の検討を行う。
- 事業者へのヒアリング
 - ・事例整理の結果や利用状況調査等を踏まえ、連携可能性等のある事業者に対して必要に応じて、ヒアリングを行い、檜山公園の活用可能性について整理する。
- 事業スキームの検討
 - ・事業者ヒアリングの結果などを踏まえ事業スキームの検討を行う。

(4) かわさきフェアとの連携

社会実験中に今年度から開催される「かわさきフェア」のPRを市民参加型で行う。
※具体的なPR及び開催手法については甲と協議の上決定する。

(5) 打ち合わせ協議

業務の実施にあたり、甲との打合せを行うこと。打合せは業務着手時、中間時(2回程度)、成果品納入時の4回を基本とし、必要に応じて適宜行うこととする。

(6) 報告書作成

本業務の実施内容を報告書としてとりまとめる。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができる。

(契約期間)

5 契約締結日から令和7年3月31日まで

(業務の進め方)

6 乙は本業務を実施するにあたり、甲の意図目的を理解し、適切な人員を配置し、最高の技術を発揮するように努めなければならない。また、乙は、本事業を実施するにあたり、本仕様書に記載のない事項は、甲の指示に従うものとする。

(業務実施体制等)

7 乙は、関係法規、規則等諸法令を遵守するとともに、甲と常に緊密に連絡を取り、本業務を遂行すること。また、乙は、担当者に、本業務遂行に必要な専門的知見及び類似業務に関する豊富な経験・実績を有する人員を配置すること。

(成果品)

8 乙は、本業務を完了した時は、次のとおり成果品を提出しなければならない。なお、電子データの仕様等にあたっては、甲と協議の上、決定するものとする。

- (1) 報告書1部
- (2) その他、本業務関連し作成した資料一式
- (3) 電子データ一式
- (4) その他発注者が指定したもの

(秘密の保持)

9 秘密保持及び個人情報の適正な維持管理

- (1) 乙は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、この契約が終

了した後も同様とする。

- (2) 業務遂行上、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、棄損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。
- (3) 甲が提供する資料は、原則として貸出しによるものとし、納入期限までに返却すること。また、甲の許可なく当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
- (4) 乙が保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に個人情報、秘密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時における発注者の検査終了後すべて消去すること。また、契約が解除された場合は、解除後すみやかに消去すること。

（成果品等の帰属）

1 0 著作権及び肖像権については次のとおりとする。

- (1) 成果品の著作権は、甲に帰属する。また、乙は、著作物（成果品）を変更、翻訳等を行う権利及び著作物を他の資料に利用する権利を、甲に譲渡する。
- (2) 成果品に使用される素材等について、著作権等その他の権利関係の処理を済ませた上で、納品すること。

（貸与資料）

- 1 2 甲は、本業務に必要と認められる関係資料等を乙に貸与するものとするが、乙は、その資料について、破損、滅失、盗難等の事故がないよう十分注意し、慎重に取り扱うものとする。また、本業務の完了後それらを直ちに返却しなければならない。

（契約締結後の提出書類）

- 1 3 本業務の実施にあたって受注者は、契約締結の日から7日以内に次の書類を甲に対して提出すること。
- (1) 業務実施計画書
 - (2) 業務工程表
 - (3) 委託業務着手届
 - (4) 委託業務代理人・技術者届
 - (5) 組織表
 - (6) 技術者履歴書
 - (7) その他必要な書類

（業務完了後の提出書類）

- 1 4 本業務を完了した時は、速やかに甲に次の書類を提出すること。

- (1) 委託業務完了届
- (2) 請求書
- (3) その他必要な書類

(損害及び危害)

- 1 5 乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。また、近隣住民などから苦情等があった場合は、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を甲に報告すること。

(報告の義務)

- 1 6 本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

(疑義)

- 1 7 本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。